

3—5 経営健全化支援資金（関税対策）

(1) 貸付対象者

米国関税措置の影響を受け、最近2か月の売上高が前年同期に比べ8%以上減少しており、かつその後1か月間を含む3か月間の売上高が前年同期と比べて8%以上減少すると見込まれる者

(2) 貸付条件

貸付限度額	設備資金 6,000 万円 運転資金 8,000 万円
貸付利率	前記(1)貸付対象者のうち、 ・最近2か月の売上高と前年同期の売上高を比較した減少率 ・その後1か月間を含む3か月間の売上高と前年同期の売上高を比較した減少率 のいずれかが8~15%未満の場合 ----- 年1. 4%
	前記(1)貸付対象者のうち ・最近2か月の売上高と前年同期の売上高を比較した減少率 ・その後1か月間を含む3か月間の売上高と前年同期の売上高を比較した減少率 の両方が15%以上の場合 ----- 年1. 3%
貸付期間 ※1	設備資金 10年以内（うち据置2年以内） 運転資金 7年以内（うち据置2年以内）
担保	必要に応じて徴する
保証人	必要となる場合がある。ただし、原則として法人代表者以外不要
返済方法	元金均等による月賦返済

※1 貸付期間は1年超とすること

(3) 申込書類

ア 共通提出書類	
①	融資あっせん申込書（様式第1号）
②	貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの（決算後6か月以上が経過している場合は、直近の試算表又は売上の推移が確認できる書類も必要）
③	長野県県税のすべて及び市町村の定める税目に係る納税証明書（未納のないことを示す証明書）
④	許可証等の写し（許可等を有する業種に限る。許可証等は、許可等の種類ごとに、代表的な事業所分をつけること。特定の店舗に係る資金用途の場合は、当該店舗分の写しも必要となる）
⑤	金融機関、保証協会等、市町村又は県が必要とする書類
⑥	経営向上計画書（様式第14号の3）
⑦	売上げ台帳等、要件に該当することを確認できる書類の写し

イ 設備資金の場合
<ul style="list-style-type: none"> ⑧ 設計設備計画図及び見積書並びにカタログ等（写し可） ⑨ 建築確認済証の写し（建築確認が必要な工事を行う場合に限る） ⑩ 不動産売買契約書案等（不動産を対象とする場合に限る） ⑪ 事業所以外の場所に設置する設備にあつては、設置場所の略図
ウ 提出部数
4部（なお、②、③は市町村及び県あて2部。⑤は各機関の定めるところによる）

※ 保証協会等に対して、この他に提出が必要な書類は別表のとおり

(4) 融資手続き

「融資手続き（あっせん経路）一覧」の（2）に該当。

(5) その他のポイント

ア 前記(1)貸付対象者について、直近3か月の中で最新の書類（試算表等）が作成されている月及びその前1か月を含む2か月分の売上高の合計が前年同期と比べて8%以上減少しており、かつ、その後1か月間を含む3か月分の売上高の合計が前年同期と比べて8%以上減少すると見込まれる者が対象となる。

イ 資金使途

同資金において借換を含む利用は不可とする。